

# 新築のワンルームマンション等の手続(平成29年1月1日施行)

建築基準法手続

条例手続

## 建築期間(建築主)

建築期間の変更  
管理期間の変更

建築主の建築計画  
・管理計画作成

・ワンルームマンション等をどのように建築し、その後の廃棄物や駐輪対策など、どう管理していくか計画を作成します。

事前協議

・計画の内容が、ワンルーム条例に整合するかどうか、廃棄物や駐輪施設等の担当課と協議します。

標識の設置→市へ届出

・事前協議が終了したら、建築主は計画敷地の道路面に計画の概要を記載した標識を設置することで計画を周知します。

隣接住民等に計画説明  
→市へ報告

・標識設置を届け出た後に、条例で定めた範囲の隣接住民と町会長又は自治会長に、計画の説明を行います。

意見への対応  
→市へ報告

・隣接住民等から意見書が提出された場合は書面で回答し、それらの内容を市に報告します。

意見対応報告済証の  
受領

・意見対応報告済証の受領後、建築基準法に基づく確認申請を行います。

確認申請

確認通知後  
着工

完成後施設等の検査

・事前協議した施設等の工事が完了したら市へ報告し、検査を受けます。

建築物の検査  
・検査後竣工

協議内容変更時の  
再手続

・事前協議した内容を変更する場合は、再度事前協議や隣接住民等への説明等の全ての手続を行う必要があります。

## 管理期間(所有者)

所有者へ引継ぎ事項  
説明

・建築主が所有者に所有権を移転する時に、条例で検査した施設等と管理計画を引継ぎます。

連絡先表示板設置  
→市へ報告

・所有者(又は管理組合等)は隣接住民等に配慮し、そのワンルームマンション等の連絡先を記載した表示板を設置します。

入居者への守るべき事  
項の説明

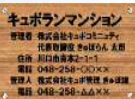
・所有者が引継いだ管理計画のうち、入居者が守らなければならない事項を入居者に説明し、入居者はその遵守に努めます。

管理計画等の変更時の  
再手続

・条例で検査した事項と管理計画を変更する度に、再度事前協議や隣接住民等への説明等の全ての手続を行う必要があります。

新たな所有者に引継ぎ  
事項説明

・新たな所有者に所有権を移転する時に、条例で検査した施設等と管理計画を承継します。



## 既存のワンルームマンション等の手続

・平成29年1月1日時点で既に建っている又は建築基準法の確認済証の交付を受けて着工したワンルームマンション等の所有者や管理者等も、隣接住民等に配慮し、連絡先表示板を設置及び維持管理する必要があります。

また、この連絡先表示板の記載事項に変更があった場合は、7日(市の休日を除く)以内に市に報告する必要があります。